



熊本県公報

第13016号
令和3年(2021年)
4月9日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	3
○道路の供用開始	(道路保全課)	3
○道路の供用開始	(〃)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	6
○道路の区域変更	(道路保全課)	6
○漁港施設使用料の徴収事務委託	(漁港漁場整備課)	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	7
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	7
○予算の専決処分	(財政課)	7
○特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧又は謄写に関する要項の一部を改正する要項	(男女参画・協働推進課)	12
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	12
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	13
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	15
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	15
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	16
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	17
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	18
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	18
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	19
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	20
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	21
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	21
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	21
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	22
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	22
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	23
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	23
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	24
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	24
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	24

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	25
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	25
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(〃)	25
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(〃)	26
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(〃)	26
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	(〃)	26
公 告		
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(森 林 整 備 課)	27
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効	(〃)	27
○大津都市計画用途地域の変更(大津町決定)	(都 市 計 画 課)	28
○大津都市計画特別用途地区の変更(大津町決定)	(〃)	28
○県営土地改良事業計画の変更	(農 村 計 画 課)	28
○共同施行営土地改良事業計画の変更	(〃)	28
○基本測量の実施	(監 理 課)	29
○公共測量の終了	(〃)	29
○土地改良区の役員の選任等	(農 村 計 画 課)	29
○建築許可に係る公開による意見の聴取	(建 築 課)	29
○土地改良区の定款変更の認可	(農 村 計 画 課)	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	30
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	30
○肥料登録有効期間更新	(農 業 技 術 課)	30
○肥料登録有効期間更新	(〃)	31
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	31
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	32
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	32
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	32
○県営土地改良事業の工事完了	(農 村 計 画 課)	32
登 載 依 頼		
○熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間の一部改正	(警 察 本 部 運 転 免 許 課)	32

告 示

熊本県告示第335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
らぶらんどカフェ八代 八代市豊原上町3228	NPO法人らぶらんど 熊本市中央区水道町14番26号 中村 淑代	就労継続支援B型	令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第336号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
WAKABA 玉名市溝上字田代527番地1	社会福祉法人若葉会 玉名市岩崎1299番地1 作本 幸男	生活介護	令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
つつじヶ丘学園多機能型事業所 球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1	社会福祉法人つつじヶ丘学園 球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1 恒松 丈一	生活介護	令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
らいふサポート八代 八代市築添町1752番地1	社会福祉法人みどり福祉会 八代市沖町字六番割3843番1 城 信吾	共同生活援助	令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第339号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社Ste ki	ケアステーションCruto 大矢野	上天草市大矢野町中487-13	令和3年（2021年）5月1日	訪問介護

熊本県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）4月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名市玉名 2310番1地先から	109.0	災害復旧工事

		同所		
		2310番2地先まで		
2	供用を開始する期日	令和3年(2021年)4月9日		

熊本県告示第341号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)4月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字亀ノ浦 790番1地先から 同所 786番2地先まで	82.0	防交安 (改築)
		玉名郡和水町西吉地字塩井谷 380番4地先から 同所 247番1地先まで	110.9	

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)4月9日

熊本県告示第342号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)4月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町深水い松ノ平 380番地先から 同所 380番地先まで	61.0	活力創出 基盤交付 金
		八代市坂本町深水い松ノ平 380番地先から 同所 387番2地先まで	163.0	

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)4月9日

熊本県告示第343号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社稲生	通所介護事業所 オアシス365	八代郡氷川町今 字南326-1	令和3年 (2021 年)4月1 日	通所介護

熊本県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人社団優林会	通所介護「ゆうりん」	八代市高下西町 1426	令和3年 (2021年)4月1日	通所介護

熊本県告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
エコランド 上天草市大矢野町上73 2番地9	NPO法人あいランド 宇城市三角町三角浦11 60-179 濱田 真和	就労継続支援B型	令和3年（2021年）3月31日

熊本県告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
にこランド 宇土市松山町938番地 1	NPO法人あいランド 宇城市三角町三角浦11 60-179 濱田 真和	就労継続支援B型	令和3年（2021年）3月31日

熊本県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホームばれっと 宇城市松橋町豊福119 8-1コンフォートおが たA棟102、A棟103	株式会社パレット 宇城市三角町郡浦585 寺尾 拓朗	共同生活援助	令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
共生型デイサービス サン・フレンズ光の森 菊池郡菊陽町光の森四丁目12番地3	株式会社HLC 合志市豊岡2527番地425 上入佐 正幸	生活介護	令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）4月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市鏡町両出字七百町五番割 1371番3地先から 八代市鏡町両出字七百町六番割 1410番1地先まで	前	6.0 ～ 7.7	221.3	防交安 （交通安全）
			後	9.1 ～ 22.8	221.3	

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）4月9日

熊本県告示第350号

熊本県漁港管理条例（昭和37年熊本県条例第17号）第15条第1項に規定する使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

なお、令和2年（2020年）4月14日熊本県告示第360号（漁港施設使用料の徴収事務委託）は、廃止する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の相手方

漁 港 名	受 託 者
赤瀬漁港	網田漁業協同組合
郡浦漁港	三角町漁業協同組合
塩屋漁港	河内漁業協同組合
合串漁港	津奈木漁業協同組合
丸島漁港	水俣市漁業協同組合
鳩之釜漁港	天草漁業協同組合
樋合漁港	天草漁業協同組合
佐伊津漁港	天草漁業協同組合
二江漁港	天草漁業協同組合
富岡漁港	天草漁業協同組合
大江漁港	天草漁業協同組合
大多尾漁港	天草漁業協同組合
宮田漁港	倉岳町漁業協同組合

御所浦漁港	天草漁業協同組合
下桶川漁港	樋島漁業協同組合
牛深漁港	天草漁業協同組合

- 2 委託期間
令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで

熊本県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
まんしん未来 菊池市旭志麓2524番地1	一般社団法人まんしん未来 菊池市旭志麓2524番地1 工藤 満雄	就労継続支援B型	令和3年(2021年)4月1日

熊本県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
八代農林 八代市郡築八番町75番地4	株式会社八代福祉カンパニー 八代市郡築八番町75番地4 藤本 幸吉	就労継続支援B型	令和3年(2021年)4月1日

熊本県告示第353号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ふきのとう	訪問介護ふきのとう	阿蘇市波野大字 波野3539番地	令和3年 (2021年)4月1日	訪問介護

熊本県告示第354号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和3年(2021年)3月30日付けで専決した令和2年度(2020年度)熊本県一般会計補正予算(第20号)の要領は、次のとおりである。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 51 号

令和2年度熊本県一般会計補正予算(第20号)

令和2年度熊本県の一般会計の補正予算(第20号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,983,060千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,115,879,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月30日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		313,871,484	△ 8,781,759	305,089,725
	1 国庫補助金	244,738,005	△ 8,781,759	235,956,246
2 諸 収 入		114,232,706	△ 201,301	114,031,405
	1 雑 入	10,789,269	△ 201,301	10,587,968
3 県 債		173,485,687		173,485,687
	1 県 債	173,485,687		173,485,687
歳 入 合 計		1,124,862,185	△ 8,983,060	1,115,879,125

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 商 工 費		千円 140,842,190	千円 △ 8,983,060	千円 131,859,130
	1 商 業 費	132,047,981	△ 8,983,060	123,064,921
2 土 木 費		131,635,885		131,635,885
	1 道 橋 り ょ う 路 費	58,797,067		58,797,067
歳 出 合 計		1,124,862,185	△ 8,983,060	1,115,879,125

第2表 繰越明許費補正 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 商 工 費		千円 2,326,056	千円 6,715,826
	1 商 業 費	2,326,056	6,715,826
合 計		2,326,056	6,715,826

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
歳 入 欠 かん 債	千円 163,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう 国庫補助事業費	千円 11,886,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円 11,723,000			(補 正 前 に 同 じ)

熊本県告示第355号

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧又は謄写に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和3年4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧又は謄写に関する要項の一部を改正する要項
特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿若しくは定款等又は認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧又は謄写に関する要項（平成10年熊本県告示第756号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

担当者
確認印

を削る。

附 則
この要項は、公布の日から施行する。

熊本県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岱洋西2	荒尾市荒尾	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
山の手	荒尾市荒尾、荒尾市川登、荒尾市増永	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
開	荒尾市下井手	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
助丸(助丸3)	荒尾市本井手	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
田倉1	荒尾市本井手	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
田倉2	荒尾市本井手	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
野中3	荒尾市本井手	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

野中2	荒尾市本井手	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
野中4	荒尾市本井手	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上井手上区6	荒尾市上井手	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上井手上区7	荒尾市上井手	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
岱洋東	荒尾市上井手	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大谷	荒尾市荒尾	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下川後田4	荒尾市荒尾	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下川後田5	荒尾市荒尾	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
岱洋西1	荒尾市荒尾	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
向陽台	荒尾市川登	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
新大和1	荒尾市川登	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
新大和2	荒尾市川登	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

(別図1から別図17は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
万田一9	荒尾市万田	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
大平一2	荒尾市宮内出目、荒尾市大平町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
宮内一6	荒尾市宮内	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図3は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第359号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大島－2	荒尾市大島	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
原万田－1	荒尾市原万田	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
原万田－2	荒尾市原万田	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
万田－1	荒尾市万田	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
万田－2	荒尾市万田	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
万田－3	荒尾市万田	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
万田－4	荒尾市万田	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
万田－5	荒尾市万田	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
宮内出目－1	荒尾市宮内出目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
万田－6	荒尾市万田	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
万田－7	荒尾市万田	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
万田－8	荒尾市万田	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
宮内出目－2	荒尾市宮内出目	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
宮内－1	荒尾市宮内	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
宮内－2	荒尾市宮内	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
宮内－3	荒尾市宮内	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
宮内－8	荒尾市宮内	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下井手－1	荒尾市下井手	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
下井手－2	荒尾市下井手	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下井手－3	荒尾市下井手	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
下井手－4	荒尾市下井手	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

下井手－5	荒尾市下井手	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
宮内－4	荒尾市宮内	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
宮内－5	荒尾市宮内	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
宮内－7	荒尾市宮内	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

(別図1から別図25は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上平山1	荒尾市上平山	別図1のとおり	土石流
府本2	荒尾市府本	別図2のとおり	土石流

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
原万田	荒尾市原万田	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
上平山2	荒尾市上平山	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
上平山3	荒尾市上平山	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
府本1	荒尾市府本	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
府本3	荒尾市府本	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
樺	荒尾市樺	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
牛水1	荒尾市牛水	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり

(別図1から別図7は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新井3	荒尾市上井手	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
尼ヶ島1	荒尾市上井手	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
尼ヶ島2	荒尾市上井手	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
尼ヶ島3	荒尾市上井手	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
平山3	荒尾市平山	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
宿1	荒尾市平山	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
金屋4	荒尾市上平山	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
金屋5	荒尾市上平山	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
平井城3	荒尾市平山	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
平井城4	荒尾市上平山	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
陣屋敷2	荒尾市平山	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
金屋6	荒尾市上平山	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
金屋7	荒尾市上平山	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
金屋8	荒尾市上平山	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
小路3	荒尾市平山	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
唐池5	荒尾市平山	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
唐池6	荒尾市平山	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
唐池7	荒尾市平山	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

府本下区6	荒尾市府本	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
唐池8	荒尾市平山	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
川登	荒尾市川登	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
唐池9	荒尾市平山	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
府本下区10	荒尾市府本	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一本櫓	荒尾市川登、荒尾市府本	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
裏毘沙門	荒尾市樺	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
新導	荒尾市樺	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
乱塔	荒尾市府本	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
下谷	荒尾市府本	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上場	荒尾市府本	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小代	荒尾市府本	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
五反田	荒尾市高浜	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
佐平田	荒尾市野原	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
下赤田2	荒尾市野原	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
郷楽	荒尾市野原、長洲町宮野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
金山上2	荒尾市金山	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
力石	荒尾市樺	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

小代山	荒尾市樺	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
菅牟田	荒尾市樺	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
北ノ後1	荒尾市高浜	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
北ノ後2	荒尾市高浜	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
北ノ後3	荒尾市高浜	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
志作	荒尾市増永	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊
西長浦	荒尾市増永	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊
東長浦	荒尾市増永	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊
日焼	荒尾市蔵満、荒尾市 桜山町1丁目、荒尾 市桜山町2丁目	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊
南城ノ口	荒尾市牛水	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図5は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
合路	荒尾市荒尾、荒尾市増永	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
山浦1	荒尾市増永	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

京侍	荒尾市増永	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
鴻巣	荒尾市一部	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西山浦	荒尾市一部	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山浦2	荒尾市一部	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
水洗	荒尾市川登	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北五反田	荒尾市川登	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
南山浦	荒尾市一部、荒尾市桜山町2丁目	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
檜木	荒尾市蔵満、荒尾市桜山町1丁目	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
筒井川	荒尾市水野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
下山1	荒尾市水野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
下山2	荒尾市水野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
北城ノ口	荒尾市牛水	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
東大清水1	荒尾市蔵満	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東大清水2	荒尾市蔵満	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
辻	荒尾市菰屋	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坂口	荒尾市川登	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
下萩	荒尾市菰屋	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中萩1	荒尾市菰屋	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中萩2	荒尾市菰屋	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
上七浦	荒尾市菰屋	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
南道々	荒尾市牛水、長洲町梅田	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第366号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平原	長洲町清源寺	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梅田	長洲町梅田	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
葛輪	長洲町永塩	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宮崎1	長洲町宮野	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
鷺巣1	長洲町宮野	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
赤田1	長洲町永塩	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
赤田2	長洲町永塩	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鷺巣2	長洲町宮野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
鷺巣3	長洲町宮野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
鷺巣4	長洲町宮野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
立野	長洲町宮野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
鷺巣5	長洲町宮野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
宮崎2	長洲町宮野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
向野	長洲町宮野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
高田	長洲町宮野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
清源寺	長洲町清源寺	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

折地	長洲町折崎	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
赤崎	長洲町折崎	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
古城	長洲町宮野	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

(別図1から別図18は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第368号

平成28年(2016年)3月8日熊本県告示第229号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今1	美里町今	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第369号

平成28年(2016年)12月16日熊本県告示第1072号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
権現前-3	美里町古閑	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第370号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今1	美里町今	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域

振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
権現前-3	美里町古閑	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大沢水川2	美里町大沢水	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
大沢水川3	美里町大沢水	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
打吹川1	美里町中郡	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
打吹川2	美里町中郡	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
佐俣川	美里町佐俣	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
木早川内川（5）	美里町木早川内、 美里町小市野	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
中川	美里町中	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
下鶴川（2）	美里町払川	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
払川川（3）	美里町払川、美里町坂本	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
払川川（4）	美里町払川、美里町坂本	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
中郡1	美里町中郡、甲佐町船津	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中郡2	美里町中郡、美里町岩下	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

萱野1	美里町萱野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
萱野2	美里町萱野	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
佐俣8	美里町佐俣	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中2	美里町中	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
鶴木野3	美里町岩野、美里町佐俣	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坂本15	美里町坂本	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
三和	美里町三和、美里町原町	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり

(別図1から別図19までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柳迫川	宇土市松山町、宇城市不知火町御領	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荒平川	宇土市上綱田町	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
川内川	宇土市綱津町	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
後藤川2	宇土市城塚町	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
伊津野5	宇土市野鶴町	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

石橋2	宇土市石橋町、 宇土市神馬町	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
米の口2	宇土市下網田町	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上松山3	宇土市松山町	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
松山	宇土市松山町	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第375号

平成26年(2014年)5月30日熊本県告示第558号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
熊入-1	山鹿市熊入町	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
熊入-2	山鹿市熊入町	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第376号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
熊入-2	山鹿市熊入町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
熊入-1	山鹿市熊入町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第378号

平成29年(2017年)1月10日熊本県告示第11号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
し尿処理場上	天草市久玉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区域の所在地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天草市営牛深火葬場	天草市久玉町	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第380号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

大ノ根平地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	大字大岩字木ノ根平	3 4 1 3
2	〃	〃	3 4 1 2 - 1
3	〃	〃	〃
4	〃	〃	3 4 0 2

5	〃	〃	3 3 1 4
6	〃	〃	3 3 2 0
7	〃	〃	3 2 9 6
8	〃	〃	3 2 7 8 - 1
9	〃	〃	3 2 7 8 - 2 地先県道敷
1 0	〃	〃	〃
1 1	〃	〃	3 2 8 6 - 2
1 2	〃	〃	3 2 9 3
1 3	〃	〃	〃
1 4	〃	〃	3 3 0 8
1 5	〃	〃	3 3 1 2
1 6	〃	〃	3 4 1 6 - 1

熊本県告示第381号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により昭和61年（1986年）10月13日熊本県告示第755号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

救の浦地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	宇城市	不知火町松合字虎御前	2 9 9 2 - 1
2	〃	〃	2 9 6 3 - 1、2 9 6 9 - 1
3	〃	〃	2 9 8 6
4	〃	〃	2 9 9 2 - 1
5	〃	〃	〃

熊本県告示第382号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により平成7年（1995年）3月22日熊本県告示第186号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

救の浦（A）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	宇城市	不知火町松合字虎御前	2 9 9 2 - 1
2	〃	〃	2 9 8 6
3	〃	〃	2 9 8 0
4	〃	〃	2 9 7 6
5	〃	〃	2 9 7 3
6	〃	〃	2 8 8 5 - 2
7	〃	〃	2 8 8 8
8	〃	〃	2 8 7 5 - 2
9	〃	〃	2 8 6 9 - 3
1 0	〃	〃	2 8 6 9 - 2
1 1	〃	〃	2 8 6 9 - 1
1 2	〃	〃	〃

熊本県告示第383号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により昭和58年（1983年）10月20日熊本県告示第935号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

竹迫（A）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	芦北町	大字吉尾字本迫	6 9 8
2	〃	〃	7 8 0 - 1
3	〃	〃	7 7 9 - 1
4	〃	〃	7 1 4
5	〃	〃	7 1 0
6	〃	〃	5 9 2 - 2
7	〃	〃	6 0 3
8	〃	〃	6 6 1、6 6 3
9	〃	〃	6 7 2 - 1

公 告

熊本県公告第238号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県菊池 第673号	宮本 大輔 菊池市四町分1695	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県菊池 第674号	秋吉 郁夫 菊池市野間口642-1	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県菊池 第675号	小川 智英 菊池市西迫間101-6	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県菊池 第676号	水上 博司 菊池市旭志弁利2042-2	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県菊池 第677号	原田 理 菊池市原3743-18	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県菊池 第678号	東 隆敏 菊池市西迫間101-5	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により次のとおり登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	生産事業者の氏名又は 名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂	苗木			
		採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木育成	
熊本県菊池 6 0 2 号	紫藤 恭弘 菊池郡菊陽町大字原水 2 5 1	○		○	○	紫藤農園 菊池郡菊陽町大字原水 2 5 1
熊本県菊池 6 6 3 号	前田 良信 菊池郡菊陽町大字原水 1 2 9	○	○	○	○	前田 良信 菊池郡菊陽町大字原水 1 2 9
熊本県八代 1 5 0 2 号	松本 輝喜 八代市泉町仁田尾 2 9	○			○	金峰樹苗園 八代市泉町仁田尾 2 9

熊本県公告第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大津町から大津都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大津町から大津都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第242号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営扇崎・大野下地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営扇崎・大野下地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年（2021年）4月12日から令和3年（2021年）5月13日まで
- 縦覧場所
玉名市役所

熊本県公告第243号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く共同施行営沢津野地区土地改良事業施行委員長増田賢次から認可の申請があった沢津野地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、令和3年（2021年）3月30日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の共同施行営沢津野地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年（2021年）4月12日から令和3年（2021年）5月13日まで
- 3 縦覧場所
南阿蘇村役場

熊本県公告第244号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	令和3年（2021年） 4月26日から 令和4年（2022年） 3月31日まで	荒尾市、南関町

熊本県公告第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により菊池市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空写真撮影）	令和2年（2020年） 10月23日から 令和3年（2021年） 3月24日まで	菊池市

熊本県公告第246号

熊本市南区に事務所を置く熊本平野南部土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	松 永 壽昭	熊本市南区城南町島田994番地1
理事	山 本 誠	熊本市南区城南町東阿高1236番地
理事	大 寫 澄雄	熊本市南区城南町藤山3264番地
理事	北 野 安正	熊本市南区富合町田尻66番地
理事	成 松 忠幸	熊本市南区富合町平原784番地
理事	牧 弘則	熊本市南区富合町榎津1166番地
理事	旭 一人	宇土市岩古曾町2410番地
理事	古 山 秀一	宇土市神馬町176番地
監事	岩 永 孝司	熊本市南区城南町東阿高739番地1
監事	上 田 隆幸	熊本市南区富合町大町1099番地1
監事	中 川 悟	宇土市網津町2846番地

熊本県公告第247号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行うので、同条第17項の規定により公告する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 意見の聴取の期日
令和3年(2021年)4月19日(月)午後5時から
- 意見の聴取の場所
菊池郡菊陽町津久礼2350番5 ホテルサンロード熊本 2階会議室
- 許可しようとする建築物の建築の計画
株式会社モトーレンフroidの申請に係る菊池郡菊陽町光の森七丁目30番5ほか2筆における自動車販売店舗、自動車修理工場の新築

熊本県公告第248号

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合理事長坂田孝志から令和3年(2021年)1月18日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)3月29日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第249号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字池尻1833番2、同1833番3の一部、同1835番1、同1835番3、同1835番4、同1836番1、同1836番3、同1836番4、同1836番5、同1837番1、同1837番2、同1837番3、同1838番1、同1838番2、同1840番8の一部、同1841番1、同1841番2、同1842番1、同1842番2、同1844番1、同1844番2、同1844番3、同1844番4、同1844番5、同1846番1、同1846番2、同1847番1、同1847番2、同1847番3、同1847番4、同1849番1、同1849番2、同1849番4、同1849番6、同1849番7、同1849番8、同1849番9、同1849番10、同1849番11、同1851番1、同1851番2、同1851番3、同1851番4、同1851番9、同1851番10、同1851番11、同1851番12、同1851番16、同1852番1、同1852番2、同1852番3、同1852番4、同1852番5、同1852番6、同1853番1、同1853番2、同1853番3、同1853番4、同1854番、同1855番、同1856番1、同1856番2、同1856番3、同1857番1、同1857番8、同1857番9、同1858番1、同1858番5、同1858番9、同1858番10、同1858番11、同1858番13、同1859番8の一部、合志市豊岡字町上2520番1、同2520番2、同2521番8、同2521番14、同2522番2、市道(無地番)及び里道(無地番)
(確定)80,545.26平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
福岡県福岡市中央区天神一丁目13-2
合志市池尻宅地開発特定目的会社
福岡県福岡市中央区高砂二丁目8-1
九州セキスイハイム不動産株式会社

熊本県公告第250号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5666番61
198.99平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区水前寺六丁目1番6-106号
塚本 浩一

熊本県公告第251号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定

に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1426号	液状複合肥料	ジューシーエース	りん酸全量：6.0 加里全量：2.0	含有が許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	熊本県果実農業協同組合連合会 熊本県熊本市東区小山町1846番地	令和6年(2024年)3月24日

熊本県公告第252号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第835号	生石灰	80.0生石灰	アルカリ分：80.0	該当なし	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	令和9年(2027年)4月12日
熊本県肥第836号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分：65.0	該当なし	安田石灰工業株式会社 熊本県八代市花園町9番地14	令和9年(2027年)4月12日
熊本県肥第1427号	消石灰	65.0消石灰HC	アルカリ分：65.0	該当なし	有限会社熊本物産 熊本県八代市旭中央通12番地1	令和9年(2027年)3月30日
熊本県肥第1428号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰HC	アルカリ分：53.0 可溶性苦土：10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社熊本物産 熊本県八代市旭中央通12番地1	令和9年(2027年)3月30日

熊本県公告第253号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

【2、3工区】

益城郡益城町大字福富字上北田492番1、同492番2、同492番3、同493番、同494番、同495番1、同496番、同497番2、同498番2、同499番、同499番2、同499番3、同500番、同501番1、同501番2、同501番3、同大字惣領字北田891番2、同891番3、同894番1、同894番2、同896番、同897番、同898番、同903番、同903番2、同903番3、同908番1の一部、同908番5の一部及び同912番1の一部

2工区 2, 497.52平方メートル

3工区 4, 683.43平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

益城町

熊本県公告第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字小屋敷2816番2及び同2817番3
438.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字福富907番地グリーンハイツ大川102号
古財 晋
古財 智代

熊本県公告第255号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市高柳町字鎌田70番1、同70番3及び同70番4
3,608.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字広崎1689番地57
有限会社絃州

熊本県公告第256号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2958番23
208.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区上南部二丁目12番120号コア上南部205号
本崎 沙織
本崎 昂太

熊本県公告第257号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
令和3年（2021年）4月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	宇土八水地区	平成27年（2015年）9月17日	令和3年（2021年）2月19日	熊本県

登載依頼

熊本県公安委員会告示第2号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号（熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のとおり改正し、令和3年5月1日から施行する。
令和3年（2021年）4月9日

熊本県公安委員会委員長 小野 長門

1(1)の表中「月曜日から金曜日まで」を「月曜日、水曜日及び金曜日」に改め、同(2)の表中「月曜日、水曜日及び金曜日」を「月曜日及び水曜日」に改める。